

泉大津市子ども・子育て会議の役割について

1. 会議の目的

平成27年4月、幼稚園・保育所・認定こども園の制度改正を柱とした「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

「泉大津市子ども・子育て会議」は、この新制度に関する泉大津市の子ども・子育て支援事業計画の策定や子ども・子育て支援に関する施策の審議をするため、「泉大津市子ども・子育て会議条例」により平成25年に設置されました。

2. 主な審議事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定および進捗状況の管理

平成26年度策定した「いずみおおつ子ども未来プラン」は教育・保育施設の需要量や提供体制や子ども・子育て支援施策全般についてまとめている5ヵ年の計画ですが、各年度における実績や実施状況などを継続的に点検・評価・見直しをおこないます。

(2) 特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員について

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育施設など）の利用定員を設定する場合に適切か審議する。

(3) 子ども・子育て支援に関する施策全般について

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する。

子ども・子育て支援法第77条（抜粋）（市町村等における合議制の機関）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

泉大津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、泉大津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議の内容その他職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。委

員を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集等の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び委員の任期満了に伴い最初に行われる会議の招集並びに会長が互選されるまでの間の会議の主宰は、第5条第2項及び第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

プロポーザル審査委員会の委員	同9,000円
----------------	---------

 を

プロポーザル審査委員会の委員	同9,000円
子ども・子育て会議の委員	同9,000円

に改める。